

## 大阪府労働委員会・実効確保の措置についての大阪市労連声明

大阪市労働組合連合会  
執行委員長 中村 義男

2012年2月22日、大阪府労働委員会は、大阪府労委平成24年(不)第6号職員アンケート調査不当労働行為問題について、大阪市に対し、実効確保の措置を決定しました。

大阪市は、本アンケートは第三者調査チームが主体として行ったものであると事実を歪曲した主張をしています。また、野村特別顧問が凍結を表明したとして、実効確保の措置は出すべきではないと主張しました。

大阪府労委は大阪市の言い逃れを明確に退けました。

具体的には、次の措置を勧告しています。

「審査の実効確保の措置として、本案事件において当委員会が本件申立ての当否につき判断を示すまでの間、第三者調査チームに調査委託し上記業務命令を発した被申立人の責任において、本件アンケート調査の続行を差し控えるよう勧告する。」

橋下市長は大阪市の職員とその労働組合に対し、いわれのない反感を煽って不当な攻撃を加えてきました。今回の措置により、橋下市長のこのような姿勢に対し、はっきりとブレーキをかけることができました。

大阪府労働委員会は、労働組合法に基づく準司法機関であります。大阪市は準司法機関の勧告に従い、直ちにその責任において、調査の続行を差し控えるよう求めます。